

こんな手続きが必要です！

保育施設等の利用にあたって申請時の状況から変更があった場合は、次の手続きが必要です。
 変更には、支給認定等変更申請書に加えて下表の提出書類が必要です。また、下表に記載がない事項であつても保育施設等の利用にあたって変更がある場合は、保育幼稚園課へ申請してください。

①保育の必要性に関する変更について

毎月 25 日までの申請分を翌月から変更可能か審査します。提出日によっては、翌々に適用となる場合がありますのでご注意ください。引き続き保育を必要とすることが確認できない場合や手続きがない場合は、保育状況等を確認のうえ、保育の利用を解除します。

事由	変更状況	提出書類	提出期限
就 労	就労により保育の必要が生じた場合	就労証明書	速やかに提出してください
	内定中の方が勤務を開始した場合		勤務開始から1か月以内
	勤務先が変わった場合		
	勤務先が複数になった場合		
	勤務時間が変更になった場合		
	育児休業を取得した場合	育児休業取得証明書 (制度がない場合は、継続利用申請書)	出産日から8週以内
	育児休業から復帰した場合	育児休業復帰証明書	復帰日から14日以内
	退職し求職活動を行う場合	求職活動に関する申立書	退職日から7日以内
妊 娠 出 産	妊娠した場合	母子手帳の写し (分娩予定日+母氏名のわかるページ)	産前休暇取得日または退職日から14日以内
	出産した場合	母子手帳の写し(出生証明書の欄)	出生日より14日以内
疾 病 障 害	保護者の疾病・障害により保育の必要が生じた場合	診断書(指定診断書)	速やかに提出してください
	手帳等が発行された場合	手帳等の写し	
介 護 看 護	介(看)護により保育の必要が生じた場合	診断書(指定診断書) 介護スケジュール等がわかるもの	
求 職	求職活動中の方が勤務を開始した場合	就労証明書	勤務開始から1か月以内
	引き続き求職活動を行っている場合	2か月間の活動内容がわかるもの 求職活動の申立書	求職活動での保育認定期間内 (2か月間)
就 学	学校に入学した場合	在学証明書(入学前は合格通知) 時間割等のスケジュールがわかるもの	入学日から1か月以内
	卒業(退学)し、その後も保育を必要とする場合	保育の必要な事由に合わせ必要な各種証明書等	卒業日の属する月末まで
災 害	火事等の災害にあつた場合	罹災証明書	速やかに提出してください

②家庭状況等に関する変更について

変更状況	提出書類	備考(提出期限や注意事項等)
離婚した場合	離婚の事実がわかる公的な書類	速やかに提出してください。離婚後も同居(同住所)の場合は、ひとり親家庭に該当しません。
結婚した場合 (事実婚を含む)	配偶者の保育の必要性を証明する書類 配偶者の住民税(非)課税証明書	速やかに提出してください。公簿で確認できる場合は(非)課税証明書は必要ありません。
生活保護の開始	受給証の写し	速やかに提出してください。
生活保護の廃止	廃止となることわかる書類の写し 保護者の住民税(非)課税証明書	速やかに提出してください。公簿で確認できる場合は(非)課税証明書は必要ありません。
市内で引越しをする場合 (同居者の増減を含む)	支給認定等変更申請書 家計の主宰者が変更となった場合は 家計の主宰者の住民税(非)課税証明書	転居後14日以内に提出してください。
市外に転出をする場合	保育利用解除申請書(退所届) ※引き続き入間市内の保育施設等の利用を希望する場合も提出が必要	転出日がわかったら速やかに提出してください。 転出予定がある場合、事前にご相談ください。

③保育施設等の利用に関する変更について

変更状況	提出書類	備考(提出期限や注意事項)
退所したい場合	保育利用解除届	原則退所月の10日までに提出してください。
他の保育施設を希望する場合(市外を含む)	保育施設等利用変更申立書	利用調整の申込期限までに必要書類を添えて提出してください。